

# 病床機能報告における 脳梗塞に対するtPA投与件数の 取扱について

# 病床機能報告におけるtPA投与の取扱いについて(案)

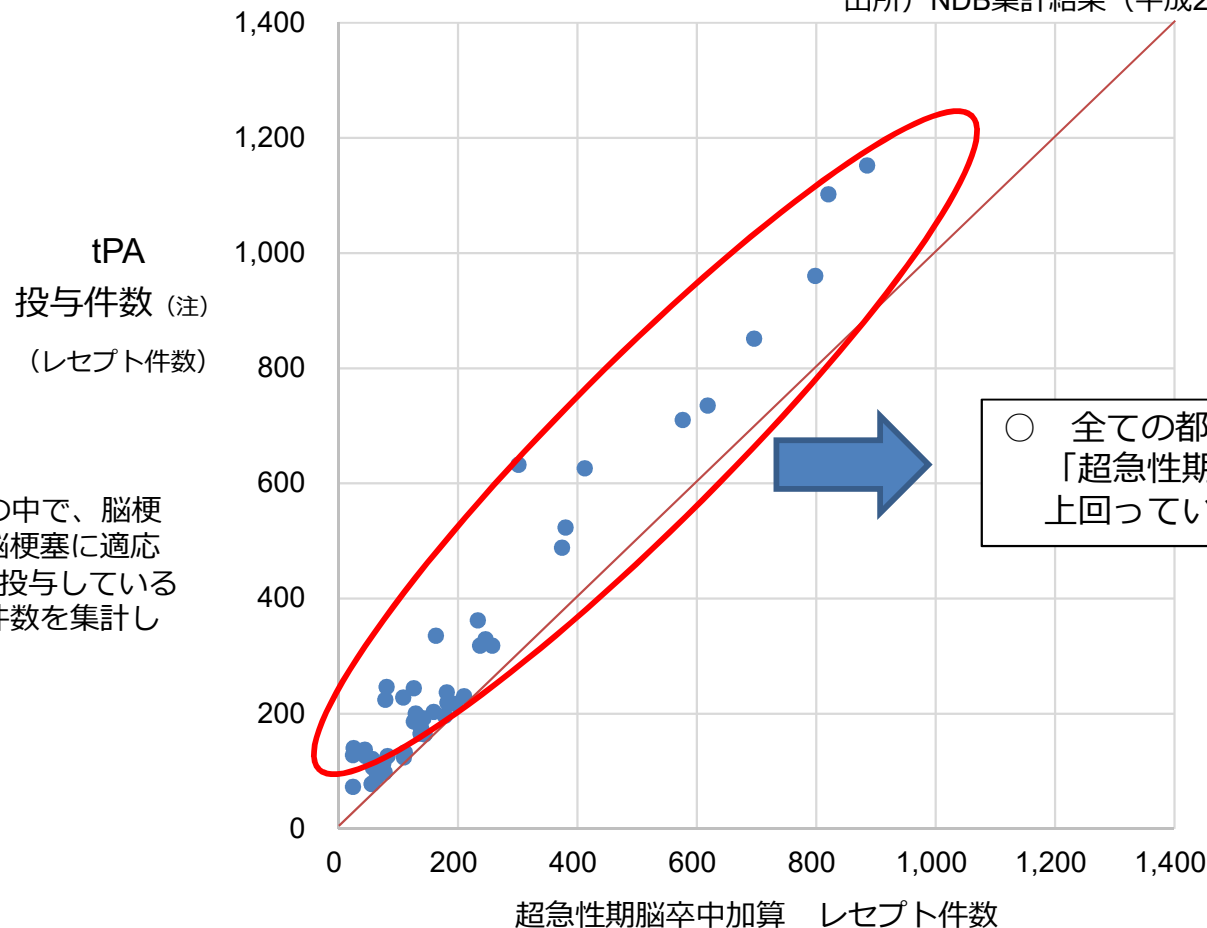
## 課題

- 病床機能報告においては、「超急性期脳卒中加算」のレセプト件数を報告することとされているが、超急性期の脳梗塞に対してtPA\*を投与していても、当該加算の診療報酬上の算定要件・施設基準を満たせない医療機関があることから、脳梗塞に対する超急性期の対応の実績把握として、不十分であると考えられる。

➤ <対応案> **脳梗塞に対してtPAの投与を実施した件数についても、報告を求めることとしてはどうか**

tPA投与件数と超急性期脳卒中加算のレセプト件数（都道府県別）

出所) NDB集計結果（平成29年度診療分）



(注) NDBの中で、脳梗塞に対して脳梗塞に適応のあるtPAを投与しているレセプトの件数を集計したものを。

○ 全ての都道府県で、tPAの投与件数が、「超急性期脳卒中加算」のレセプト件数を上回っている。

\*tPA：組織プラスミノゲンアクチベータのことで、脳梗塞の超急性期に投与し、血栓を溶解させることで、治療効果が期待できる。

# 病床機能報告におけるtPA投与件数の取扱いについて

- 脳梗塞に対するtPA投与件数の報告に当たっては、NDBを活用することにより、入力負担軽減が可能。

(参考) 既に、「化学療法」の実施件数の報告については、NDBを活用して薬剤の投与件数を計算することで、入力負担を軽減している。

平成30年度病床機能報告 報告様式2

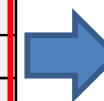
【医療機関B】

《ID: / 病棟コード: 1906 / 貴院名: / 病棟名: / 病棟No.1》

4. がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況【「平成30年6月診療分」であってかつ「平成30年7月審査分」】(つづき)

④ 放射線治療 (つづき)		レセプト件数	算定日数	算定回数
直線加速器による放射線治療 (一連につき)	(204)		件	
定位放射線治療の場合	(205)		件	
定位放射線治療以外の場合	(206)		件	
粒子線治療 (一連につき)	(207)		件	
希少な疾病に対して実施した場合	(208)		件	
重粒子線治療の場合	(209)		件	
陽子線治療の場合	(210)		件	
希少な疾病以外の特定の疾病に対して実施した場合	(211)		件	
重粒子線治療の場合	(212)		件	
陽子線治療の場合	(213)		件	

⑤ 化学療法		(228)		件		日	
内服薬を用いている化学療法	(229)		件		日		
注射薬を用いている化学療法	(230)		件		日		
⑥ がん患者指導管理料 イ及びロ		(231)		件			
がん患者指導管理料 イ	(232)		件				
がん患者指導管理料 ロ	(233)		件		日		回
⑦ 抗悪性腫瘍剤局所持続注入		(234)		件			回
⑧ 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入		(235)		件			回
⑨ 超急性期脳卒中加算		(236)		件			



NDBを活用して、薬剤の投与件数の計算が可能であり、入力者が投与件数を自ら数える負担が軽減されている。

# (参考) 超急性期脳卒中加算の算定要件・施設基準

## ○算定要件

- (1) 当該加算は脳梗塞と診断された患者に対し、発症後 4.5 時間以内に組織プラスミノゲン活性化因子を投与した場合に入院初日に限り所定点数に加算する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (2) 投与に当たっては、日本脳卒中学会脳卒中医療向上・社会保険委員会 rt-PA (アルテプラーゼ) 静注療法指針改訂部会作成の「rt-PA (アルテプラーゼ) 静注療法適正治療指針」を踏まえ適切に行われるよう十分留意すること。
- (3) 投与を行う保険医は日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞 t-PA 適正使用に係る講習会を受講していること。

## ○施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師 (専ら脳卒中の診断及び治療を担当した経験を 10 年以上有するものに限る。)が1名以上配置されており、日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞 t-PA 適正使用に係る講習会を受講していること。
- (2) 薬剤師が常時配置されていること。
- (3) 診療放射線技師及び臨床検査技師が常時配置されていること。
- (4) 脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 脳卒中治療を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。ただし、ICUやSCUと兼用であっても構わないものとする。

- (6) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。ただし、これらの装置及び器具を他の治療室と共有していても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。  
ア 救急蘇生装置 (気管内挿管セット、人工呼吸装置等)  
イ 除細動器  
ウ 心電計  
エ 呼吸循環監視装置
- (7) コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピュータ断層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断が常時行える体制であること。

## ○届出に関する事項

超急性期脳卒中加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式15を用いること。